東広島市教育委員会定例会(令和4年3月)議事録

- 1 日 時 令和4年3月16日(水)午後4時~午後4時40分
- 2 出席者
 - (1)教育長 津森教育長
 - (2)委員渡部教育長職務代理者、坂越委員、京極委員、島本委員、西村委員
 - (3)事務局 【学校教育部】

國廣学校教育部長、武上学校教育部次長兼教育総務課長、田中教育調整監、鳴川学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長、吉岡学事課長、木村指導課長、沖教育総務課情報教育推進室長、石田教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

岡田生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部 次長兼スポーツ振興課長、石井文化課長、戸光青少年育成課長、福永生涯 学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

- (4)書 記 奥田主査
- 3 場 所 本館 会議室303
- 4 議 題
- (1) 報告事項
- 報告第15号 第34回東広島市民スポーツ大会の開催について
- 報告第16号 東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について
- 報告第17号 GIGAスクール推進に係る本年度の成果と課題について
- 報告第18号 令和4年第1回東広島市議会定例会について
- 報告第19号 令和3年度予算特別委員会について
- 報告第20号 臨時代理の報告について(県費負担教職員(管理職)の人事異動の内申について)【非公開】

(2) 議案事項

- 議案第6号 東広島市教育委員会組織規則等の一部改正について
- 議案第7号 東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令及び東広島市教育委員会事務 局職務権限規程の一部改正について
- 議案第8号 東広島市教育委員会会議規則及び東広島市教育委員会教育長事務委任規則 の一部改正について
- 議案第9号 東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正について
- 議案第10号 東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について
- 議案第11号 東広島市出土文化財管理センター管理運営規則の一部改正について
- 議案第12号 東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正について
- (3) その他
- ア 令和3年度末辞・退職者辞令交付式及び令和4年度県費負担教職員辞令交付式につ

いて

- イ グランマ・モーゼス展の開催について
- ウ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後4時0分

○ 津森教育長:定時になりましたので、令和4年3月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、島本委員と西村委員でございます。よろしくお願いします。

本日の会議の進行でございますが、報告第20号は、県費負担教職員の任免その他の進退について内申することとして、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第4号に該当するため、非公開としたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止の観点から、報告第 16号から報告第19号、その他ア、イについては、事務局からの説明は割愛させてい ただきたいと思います。

委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、報告第20号は、非公開とすることに決定いたします。

なお、報告第20号につきましては、関係職員のみが説明員となりますため、全ての報告、議案審議、その他報告に続いて最後に提案させていただきます。

また、報告第16号から報告第19号、その他ア、イについては、質疑応答のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の傍聴希望はありますか。

○ 武上学校教育部次長兼教育総務課長:ございません。

報告第15号 第34回東広島市民スポーツ大会の開催について

- 津森教育長:それでは、報告第15号第34回東広島市民スポーツ大会の開催について、 説明をお願いいたします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:それでは、資料の1ページをお願いいたします。

第34回東広島市民スポーツ大会の開催についてでございます。

この市民スポーツ大会でございますが、令和4年7月31日まで東広島運動公園陸上競技場が改修工事により使用できないことから、開催方法を変更するものでございます。

2の開催方法についてでございますが、例年では6月に総合開会式と陸上の部、 9月に球技の部を実施しておりましたが、6月5日に球技の部を、9月25日に陸上 の部を入れ替えて開催をいたします。

なお、球技の部のソフトボールにつきましては、大会を運営していただきますソフトボール協会のスケジュール調整の都合によりまして、陸上の部と同じ9月25日

に開催することとしております。

なお、例年は、6月の陸上の部におきまして、総合開会式におきまして教育委員の皆様にもご臨席をいただいておりますが、今後検討の上、改めて委員の皆様には ご連絡をさせていただきたいと思います。

報告は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 津森教育長:ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。 ございませんか。

報告第16号 東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

報告第17号 GIGAスクール推進に係る本年度の成果と課題について

報告第18号 令和4年第1回東広島市議会定例会について

報告第19号 令和3年度予算特別委員会について

その他ア 令和3年度末辞・退職者辞令交付式及び令和4年度県費負担教職員辞令交付 式について

その他イ グランマ・モーゼス展の開催について

- 津森教育長:それでは、報告第16号が資料2ページにございます特別支援教育就学奨励費の支給要綱の一部改正でございます。また報告第17号はGIGAスクール推進に係る本年度の成果と課題について、報告第18号が令和4年第1回の市議会定例会について、報告第19号が予算特別委員会について、それぞれ資料をつけさせていただいておりますが、一括してご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。
- 京極委員:4ページのアンケートですけども、何年か調べられていますよね。少しず つネットやタブレットに慣れてきているのかどうかということが分かれば教えてい ただきたいのと、このグラフを見ると、表やグラフを作るためにタブレットを使 う、発表するために使いたい資料の作成にタブレットを使う、電子黒板やスクリー ンに映して発表する、これらの場面でタブレットを使うというのがやっぱり低くな っていますね。要は発表能力といいますか、自分の考えをまとめて発表するという ところがまだ十分使えてないのかなというところが見えてくると思うんですけど も、そこらあたりはどのようなお考えでしょうか。
- 津森教育長:2点ご質問いただきました。

経年的な変化で成果が出ていると見ているのかということと、それから今後の資料作成とかあるいは発表のためにタブレットを使うということがほかに比べて低いが、そのことをどう捉えているかということでした。

○ 沖教育総務課情報教育推進室長:ご質問ありがとうございます。

まず、経年変化ですが、この形でアンケートを取り始めたのが今年度からのスタートでございまして、年に2回、5月と2月に取っております。5月と2月を比べますと、おおむね2月のほうが数値的には高くなっているので、傾向としてはよい傾向かなというふうには思っています。ただ、今ご指摘いただいたように、項目に

よっては、よく使われている使われ方とそうではない使われ方があるということで、とりわけ表やグラフを作るとか発表するときにタブレットを使う、ここがちょっと低く、原因としてソフト自体の使い方がよく分からないところがあるのではないかと思っています。

先生方にお伺いしたタブレットが活用しにくい理由として、子供たちにその技能がまだついてなくて時間がかかるということと、併せて先生方もまだちょっと指導に不安があるということが上げられていましたので、その前の報告第17号と書いてある資料にもお示しをしているのですが、来年度は、子供たちにテキスト的なものを配りまして、そこに例えばエクセルで表を作るにはこうするよとか、発表するときにタブレットを使うときにはこうするよという技術的なものをまとめたものを作っております。来年度はそれを活用していただいて、授業での活用を進めていければと考えています。

○ 京極委員:どうもありがとうございました。

それから、テキストとか何かないと分からないところもあると思うんですよね。 だから、現場に合った形のテキストを作っていただくと、もっと増えるのかなと思います。自分で考えて発表する能力をつけるというのは、一番大事なことだと思うので、ここがぐっと伸びていくと成果が現れているという証拠になるんじゃないかなと思いました。どうもありがとうございます。

- 沖教育総務課情報教育推進室長:ありがとうございました。
- 島本委員:同じところの質問ですが、このアンケートは記名式だったのですか。
- 沖教育総務課情報教育推進室長:これは、記名式ではなくて、グーグルのフォームを 使いまして、各学校に配信をして、子供たちが自分のタブレットで回答を入力し て、それを集計、集約したものです。
- 島本委員:傾向として「探すや作る」は、データ的には似た傾向にあります。好きな子はどんどんやるのではないかと思います。この数字を上げるためだけではないのですが、使わないとかほとんど使わないという子に手だてをして底上げをする必要があると思います。伸びる子は放っていても伸びるので、苦手な子に何かアプローチすることで数字も上がってくるのかなと思うところです。特に、機器は苦手と思う子は本当に苦手だと思うので、ぜひその辺で名前が分かれば手だてができるかなと思いました。

それともう一つは、5ページのところで、「この決まりを守っているか」をアンケート項目に入れられるのはとてもいいことだと思います。「当てはまらない」という子も多いのですが、現実被害か何かあったのですか。

○ 沖教育総務課情報教育推進室長:この項目については、子供たちもこんなふうに答えたらいいんじゃないかというのも多少あったりはするのかなと思っています。比較的高い数値でありますが、今ご指摘いただいたように、当てはまらないという子供たちがいます。実際に今年度あった件でいいますと、例えばスクラッチというプログラミングをするソフトがあって、その作品が載ってるホームページがあるんです。

けど、そこからゲームをダウンロードして遊んでいるという報告は受けております。それから、扱い方がちょっと雑で、故意ではないと言い切れないような扱い方をして、タブレットを大きく破損してしまうといったこともございました。ですから、パーセンテージ的には少ないんですけど、でも使い方の決まりの指導が必要な案件はございました。

- 島本委員:ありがとうございます。
- 津森教育長:ほかにいかがですか。
- 島本委員:続いて16ページの校則ですね。今見直しをされているということですが、 具体的にどういうところを見直しの視点にしているのかというのがあったら教えて ください。
- 木村指導課長:校則の見直しを行うにあたって、見直しの観点を設定していまして、 それは必要かつ合理的な範囲において制定するということです。例えば、中学生ら しいというような表現は合理的ではないので、それを見直していくことや、性の多 様性といった、LGBTQのこともありますので、そういった視点で校則を見直し ていただいています。

併せて、その校則の見直しに関わっては、子供たちが主体的に考える機会を設定するということを視点に置いています。子供たちが自分たちで考えることによって、それで決まりを守っていこうという気持ちにもなっていきますので、この2つを大きな視点として取り組んでいるところです。

- 島本委員:学校のほうからこの辺が困るとか課題だとかという声がありますか。
- 木村指導課長:この校則の見直しについては、ガイドラインをまだ出していない段階ですので、4月から本格的に取り組んでいきます。ただ、事前に中学校の生徒指導主事を集めて、各学校の校則の見直しをしていただきましたが、学校によって格差があると感じています。今の段階でも、生徒や保護者にアンケートを取ったり、生徒に主体に考えさせたりという形で、かなり先進的に改訂しているところもありますし、まだまだそこの段階には行ってない学校もありますので、4月以降にガイドラインを出すことによって、市で統一して取組が進めていければと考えております。
- 島本委員:分かりました。ありがとうございます。
- 津森教育長:そのほかにいかがでしょうか。
- 京極委員: 12ページのところですけども、不登校の生徒の話ですけど、コロナになって増えているんですかね。ニュースでは、小学校、中学校ですごく増えていると話になったんだけれども、状況を教えていただければと思います。
- 木村指導課長:不登校の要因として基本的には言われているのは、無気力、不安や生活リズムの乱れ、親子の関わり方、友人関係、学業の不振等、1つの要因だけではなくて、複数の要因が複雑に絡み合っているという状況があります。

ただ、令和2年度以降は、コロナ禍によって生活環境が変化をしていますので、 生活リズムが乱れやすい状況が生じていること、学校生活においても様々な制限が ある中で交友関係を築く必要があることから、なかなか登校する意欲が湧きにくい ということがあります。こういったことも背景に、この新型コロナウイルス以降は 増えているという状況があるかというふうに考えています。

- 京極委員:具体的にどのぐらい増えているのか把握はされてないんですね。
- 木村指導課長:今手元にないのですが、総数は増えていますが、具体的にコロナでというところまでの把握は、まだ至ってない状況です。
- 京極委員:分かりました。ありがとうございます。
- 津森教育長:そのほかございますでしょうか。

何かありますか。よろしいですか。

それでは、この程度にして議案に移ってよろしいでしょうか。

議案第6号 東広島市教育委員会組織規則等の一部改正について

議案第7号 東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令及び東広島市教育委員会事務局 職務権限規程の一部改正について

- 津森教育長:議案第6号東広島市教育委員会組織規則等の一部改正について及び議案 第7号東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令及び東広島市教育委員会事務局 職務権限規程の一部改正についての2件の議案を議題といたします。
 - 一括して議案の説明をお願いいたします。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長:議案第6号東広島市教育委員会組織規則等の一 部改正についてご説明申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。

1の提案理由でございますが、令和4年4月1日付の組織機構の改編により、生涯学習部文化課に市史編さん室を設けるとともに、所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものでございます。

2の改正案でございますが、4ページの新旧対照表をお願いいたします。

本議案は、合計で3本の規則を改正するものでございます。

まず、東広島市教育委員会組織規則につきましては、市史編さん業務の本格化に伴い、上の表のとおり、教育委員会事務局の内部組織として、文化課に新たに市史編さん室市史編さん係を設置し、下の表のとおり、市史編さん室市史編さん係の分掌事務を定めようとするものでございます。

6ページをお願いいたします。

東広島市教育委員会職の設置に関する規則につきましては、上の表のとおり、志和生涯学習センターの廃止に伴い、関係規定を削除し、東広島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則につきましては、下の表のとおり、令和3年4月1日付の組織機構の改編により、各支所の属する部が生活環境部から地域振興部に変更されたことに伴う規定の整理を行うものでございます。

なお、この規則は令和4年4月1日から施行し、一部の規定は公布の日から施行 するものでございます。 続きまして、議案第7号東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令及び東広島 市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正についてご説明いたします。

資料の7ページをお願いいたします。

1の提案理由でございますが、組織機構の改編等に伴い、所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものでございます。

2の改正案でございますが、9ページをお願いします。

東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令につきましては、三ツ城コミュニティハウスの廃止に伴い、ご覧の表のとおり、関係規定を削除し、11ページをお願いいたします。

東広島市教育委員会事務局職務権限規程につきましては、市史編さん業務が本格 化することに伴い、市史の編さんに関する事務について、各職位で専決をすること ができる事項をご覧の表のとおり定めるとともに、戻りまして、10ページをお願い いたします。

上の表、職務権限事項の欄の1、行政財産の目的外使用の許可の決定及び2、行政財産の使用期間の更新の許可の決定の合議先につきまして、市長部局における現行の取扱いと合わせるため、新、旧の欄のそれぞれの右端の合議先の職位の欄のとおり、規定の整理を行うものでございます。

なお、この訓令は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○ 津森教育長:ありがとうございました。

ただいまの議案第6号及び議案第7号の規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

特にございませんか。

それでは、2件の議案につきまして1件ずつ採決いたします。

まず、議案第6号東広島市教育委員会組織規則等の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第8号 東広島市教育委員会会議規則及び東広島市教育委員会教育長事務委任規則の 一部改正について

議案第9号 東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正について

○ 津森教育長:次に、議案第8号東広島市教育委員会会議規則及び東広島市教育委員会 教育長事務委任規則の一部改正について及び議案第9号東広島市教育委員会教育長 専決事項に関する規程の一部改正について、2件を議題といたします。 一括して議案の説明をお願いします。

○ 武上学校教育部次長兼教育総務課長:議案第8号東広島市教育委員会会議規則及び東 広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正についてご説明申し上げます。

資料の12ページをお願いいたします。

1の提案理由でございますが、行政不服審査法に基づく審査請求について、教育 長に委任する事務の範囲等を明確にするため、この議案を提出するものでございま す。

15ページをお願いいたします。

改正内容の説明の前に、1の教育委員会における行政不服審査法に基づく審査請求についてにより、審査請求の概要についてご説明申し上げます。

行政庁が行った処分に不服がある者は、行政不服審査法に基づき、原則として処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

審査請求先につきましては、(3)審査請求先の表のとおり、教育委員会の権限に属する事務に関し教育委員会が行った処分については、教育委員会が審査請求先となり、教育委員会がその裁決を行います。一方、例えば教育委員会が所管する公の施設の使用許可のように、教育委員会から教育長に委任した事務に関し教育長がした処分につきましては、文部科学省の通知で、教育長が審査請求先となるとの解釈が示されております。このたびの改正は、当該通知を踏まえまして、関係する規則及び訓令の規定の整理を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、2の(1)、アの東広島市教育委員会会議規則の一部改正につきましては、教育委員会の会議において議事を非公開とすることができる事項の一つとして列記しております「審査請求に関すること。」については、「教育委員会に対する審査請求に関すること。」をいうことを明確にするものでございます。

次に、イ、東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正につきましては、 アと同様の改正を行うものでございます。

なお、この規則は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第9号東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部 改正についてご説明いたします。

資料の16ページをお願いいたします。

1の提案理由でございますが、東広島市教育委員会の権限に属する事務のうち、 行政不服審査法に基づく審査請求に関する事務について、教育長に専決させる事務 の範囲を明確にするため、この議案を提出するものでございます。

15ページをお願いいたします。

2の(1)、ウでございますが、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に 専決させる事務の一つとして列記しております「審査請求に関すること。」につい て、先ほどの議案第8号と同様に、規定の整理を行うものでございます。 この訓令は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 津森教育長:ありがとうございました。

ただいまの議案第8号及び議案第9号の規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ございませんか。

それでは、2件の議案につきまして1件ずつ採決いたします。

まず、議案第8号東広島市教育委員会会議規則及び東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第9号東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第10号 東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について

- 津森教育長:次に、議案第10号東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部 改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 木村指導課長:それでは、東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正 についてです。

19ページをご覧ください。

JETプログラムによる外国語指導助手については、勤務要件等を全国一律にするため、毎年度末に一般財団法人自治体国際化協会から外国語指導助手に関する規則の改正案が提示されています。本市におきましても、この案に基づき規則の一部改正を行うものでございます。

具体的な内容については、23ページから25ページの新旧対照表をご覧ください。 主なものとしましては、第14条第1項の中の第5号として外国語指導助手の不妊 治療のための休暇、第8号として外国語指導助手の妻の出産に係る休暇、第9号と して外国語指導助手の育児参加のための休暇、第18号として妊娠中の外国語指導助 手の休息、補食の時間等が新設されました。また、第14条第2項によって、特別休 暇の有給休暇の扱いが変更され、第14条第1項第6号及び第7号の産前休暇、産後 休暇が有給休暇となりました。

議案第10号については以上でございます。

○ 津森教育長:この議案第10号について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。 ないようですので、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。 それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第11号 東広島市出土文化財管理センター管理運営規則の一部改正について

- 津森教育長:議案第11号東広島市出土文化財管理センター管理運営規則の一部改正に ついてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 石井文化課長:議案第11号東広島市出土文化財管理センター管理運営規則の一部改正 についてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。

東広島市出土文化財管理センター管理運営規則の別記様式におきまして、申請者の押印廃止、その他所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものでございます。

28ページをご覧ください。

改正案でございます。

別記様式1並びに別記様式2のところに、申請者のところに押印欄がございましたが、それを削除します。それから、年号につきましては、既に読替え条項がありますので不都合はありませんが、今回の改正に併せまして、平成という文言を取りまして、今後の年号変更にも対応するように変更するものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日からとさせていただいています。

議案第11号の説明につきましては以上でございます。

○ 津森教育長:議案第11号について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。 ないようでございますので、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第12号 東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正について

- 津森教育長:続いて、議案第12号東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 戸光青少年育成課長:それでは、議案第12号東広島市放課後子供教室の実施要綱の一 部改正につきましてご説明いたします。

議案書の29ページをご覧ください。

まず初めに、1の提案理由でございますが、コミュニティハウス設置及び管理条例等の廃止に伴う所定の規定の整理を行うとともに、特別な配慮を要する児童の活動を支援するスタッフの追加、また県費補助事業実施要領に準じてスタッフ名の改称及び謝金の見直しをするものでございます。

続きまして、2の改正案でございますが、32ページをご覧ください。

要綱第4条の実施場所からコミュニティハウスを削りまして、第10条及び第12条、第13条中の「コーディネーター」を「協働活動支援員」に変更し、また「学習アドバイザー」を「協働活動サポーター」、そして「安全管理員」を「特別支援・共生社会サポーター」に改めるとともに、特別支援・共生社会サポーターの担任する事項を加えまして、謝金を全て900円に改めるものでございます。

施行期日でございますが、施行期日は令和4年4月1日といたします。

議案第12号東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正をする告示を定めること についてのご説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 津森教育長:ありがとうございました。

ただいまの議案第12号東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正について、ご 意見、ご質問があればお願いいたします。

ないようですので、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。 それでは、提案のとおり決定いたします。

その他ウ 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長:次に、次回教育委員会定例会の日程について説明をお願いいたします。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長:次回、4月につきましては28日木曜日15時から 会議室201、5月につきましては26日木曜日15時から201会議室を予定しておりま す。
- 津森教育長:それでは、次回は、4月28日木曜日15時から北館201号室ということでよろしいでしょうか。それでは、それで決定いたします。

次々回の5月でございますが、第4木曜日、26日をご提案いたしましたが、皆様 のご都合はいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、5月は26日としてよろしくお願いいたします。

以上で本日の議題は報告第20号以外全て終了いたしました。

その他、事務局から何かありますか。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、報告第20号につきましては、非公開とすることを議決しておりますので、暫時休憩します。

(休憩)

報告第20号 臨時代理の報告について(県費負担教職員(管理職)の人事異動の内申について) 【非公開】

閉会 午後4時40分